

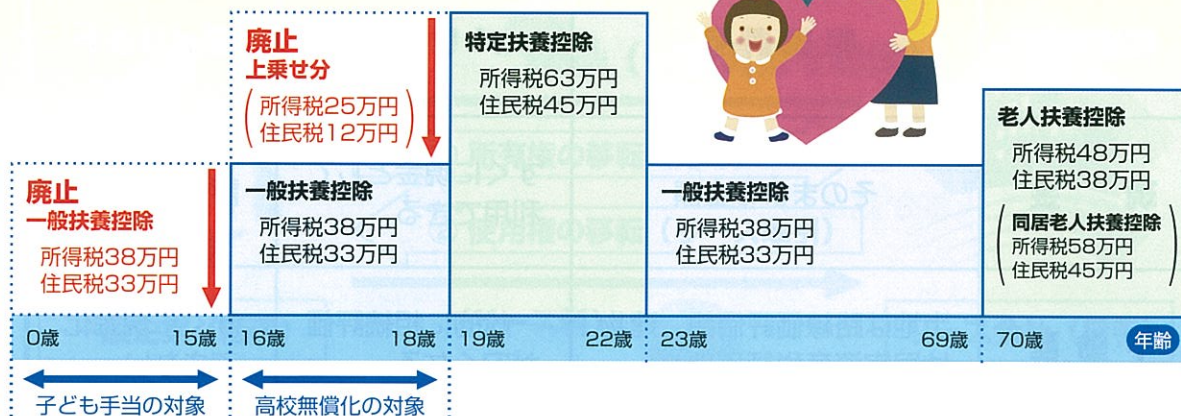
ここに注目!!

～所得税・住民税の制度改正～

平成23年分の所得税より扶養控除の見直しが実施されています。平成24年度以後の住民税においても同様に、扶養控除が廃止や縮小されることとなります。給与所得者に係る所得税の源泉徴収については、平成23年1月1日以後、適用されています。

住民税については、平成23年の所得に対する住民税となる平成24年度分（平成24年6月徴収開始分）から適用開始となります。

<住民税の扶養控除額 全体像>



- ① 年齢16歳未満の扶養親族に係る扶養控除の廃止
 - ② 年齢16歳以上19歳未満の扶養親族に係る扶養控除額加算（所得税25万円／住民税12万円）の廃止
- ※ このため、特定扶養親族となるのは、年齢19歳以上23歳未満の扶養親族となります。

ただし、扶養控除の対象にはなりません。各市区町村に提出する給与支払報告書には、年少扶養親族（年齢16歳未満）の人数や氏名等も記載が必要となりますので、ご注意ください！

じょうの
税理士上能は
いつでも、どこへでも
でかけていきます。
お気軽に声をかけて下さい。
また、お近くへお越しの際は、
いつでもお気軽にお越し下さい。
社員一同お待ちしております。

詳しい内容やご質問がございましたら

TEL 06-6313-1369 までお問い合わせください。

社員紹介

私は、監査部係長・**一宮 崇人**です。
インドア派と思われがちですが、
毎年夏はスキューバダイビング、
冬はスキーをしています。(春と秋は引きこもり?)
学生時代はキャンプをしながら
北海道を400ccのバイクでまわっていました。
思った事が顔に出やすい質なので
『いつも冷静でいるように』を心がけて仕事をしています。
出来ているかな～?

